

資 料 編

資料 1 関連法令

- (1) 文化財保護法
- (2) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則
- (3) 文化財保護法施行令

資料 2 事務手続きの流れ

- (1) 現状変更許可申請について
- (2) 土木工事等に関する埋蔵文化財の取扱い手続きについて

資料 3 佐敷城跡保存管理計画の策定

- (1) 計画策定の経過
- (2) 佐敷城跡保存活用検討委員会設置要綱

資料 4 第 4 章第 4 節第 2 項の 4 [植物]

- (1) 佐敷城跡植生調査票
- (2) 佐敷城跡植生リスト

資 料 編

資料 1. 関連する法令

(1) 文化財保護法（関係部分を抜粋）

（滅失、き損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第二百十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(2) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

※第一条から第三条については、後述

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（３）文化財保護法施行令

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は法第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。（中略）

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあっては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都

市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト（中略）

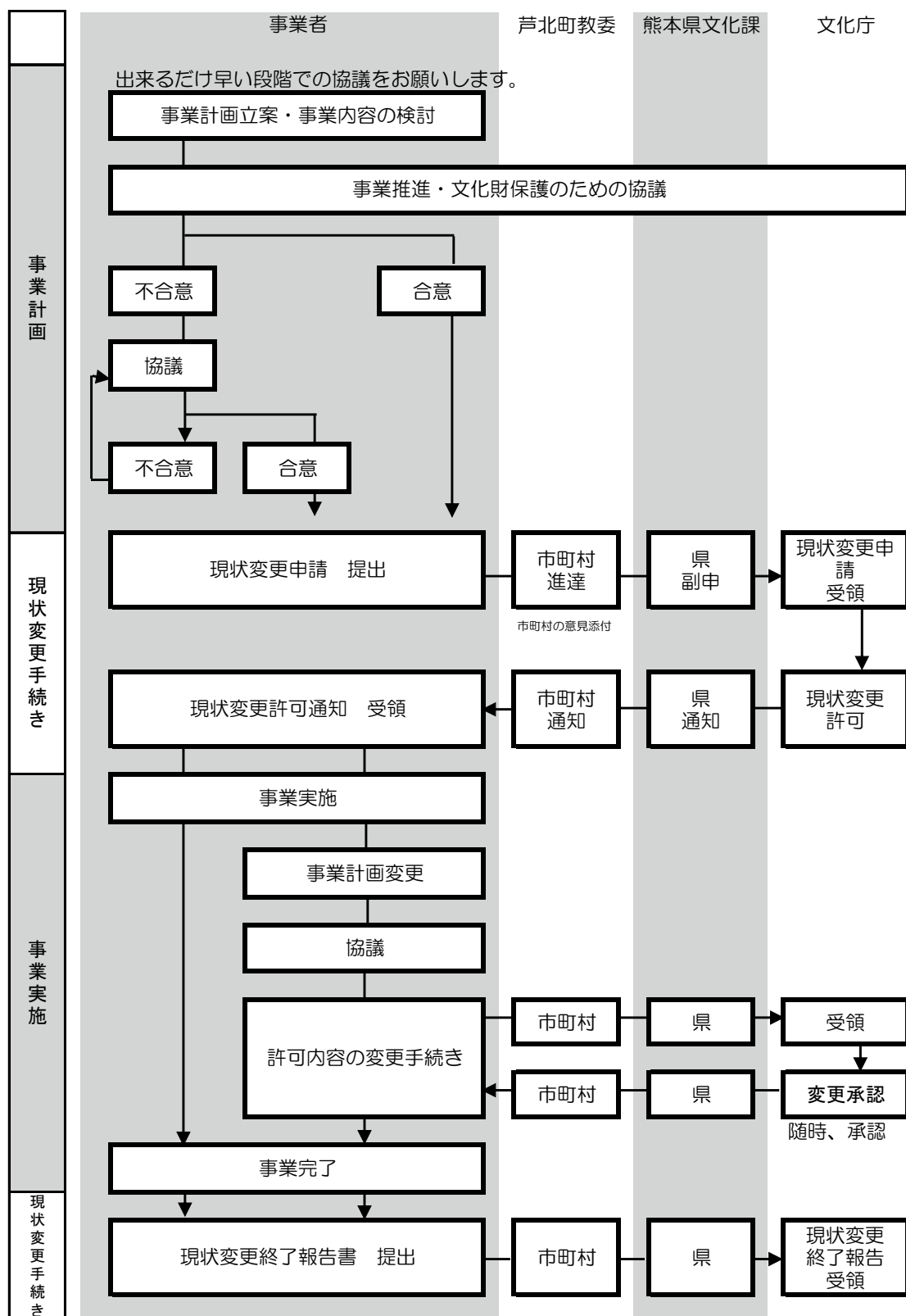
チ（中略）

リ（中略）

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

手続きのフローチャート（史跡名勝天然記念物の現状変更：文化財保護法第125条）



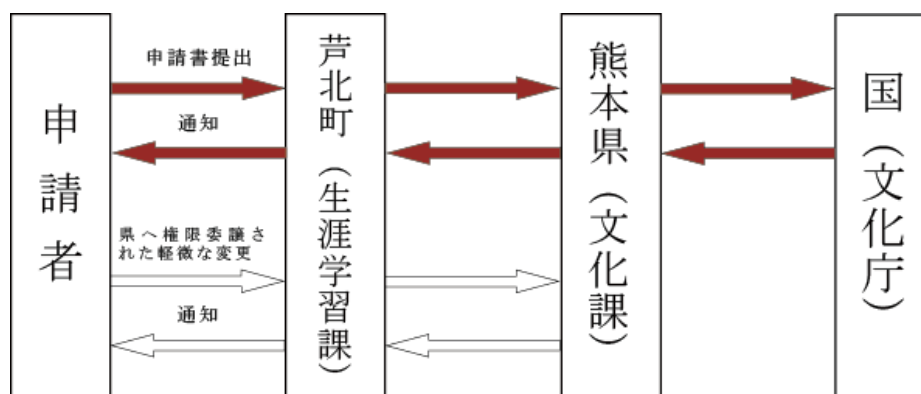
※申請書等提出書類はすべて市町村を経由してください。

※申請書等提出書類は3部用意してください。

※軽微な現状変更の場合は、熊本県教育委員会による許可（文化財保護法第125条、文化財保護法施行令第5条第4項第1号）。

資料２．事務手続き

（１）現状変更許可申請について



特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（２）土木工事に関する埋蔵文化財の取扱い手続きについて

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている状態にある集落跡や墳墓などの遺跡及び土器や石器などの遺物を総称したもので、こうした埋蔵文化財の存在が確認されている区域を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼びます。これらの埋蔵文化財包蔵地で工事等を実施する場合には、埋蔵文化財発掘の届出が必要になります。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合には、文化財保護法第 93 条第 1 項の規定により工事の 60 日前までの届出が義務付けられています。工事計画等の立案に際しては、埋蔵文化財包蔵地の範囲確認や今後の手続き等を判断しますので、教育委員会への協議をお願いします。

文化財保護法（関係部分を抜粋）

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五

項に規定する措置を執ることができる。

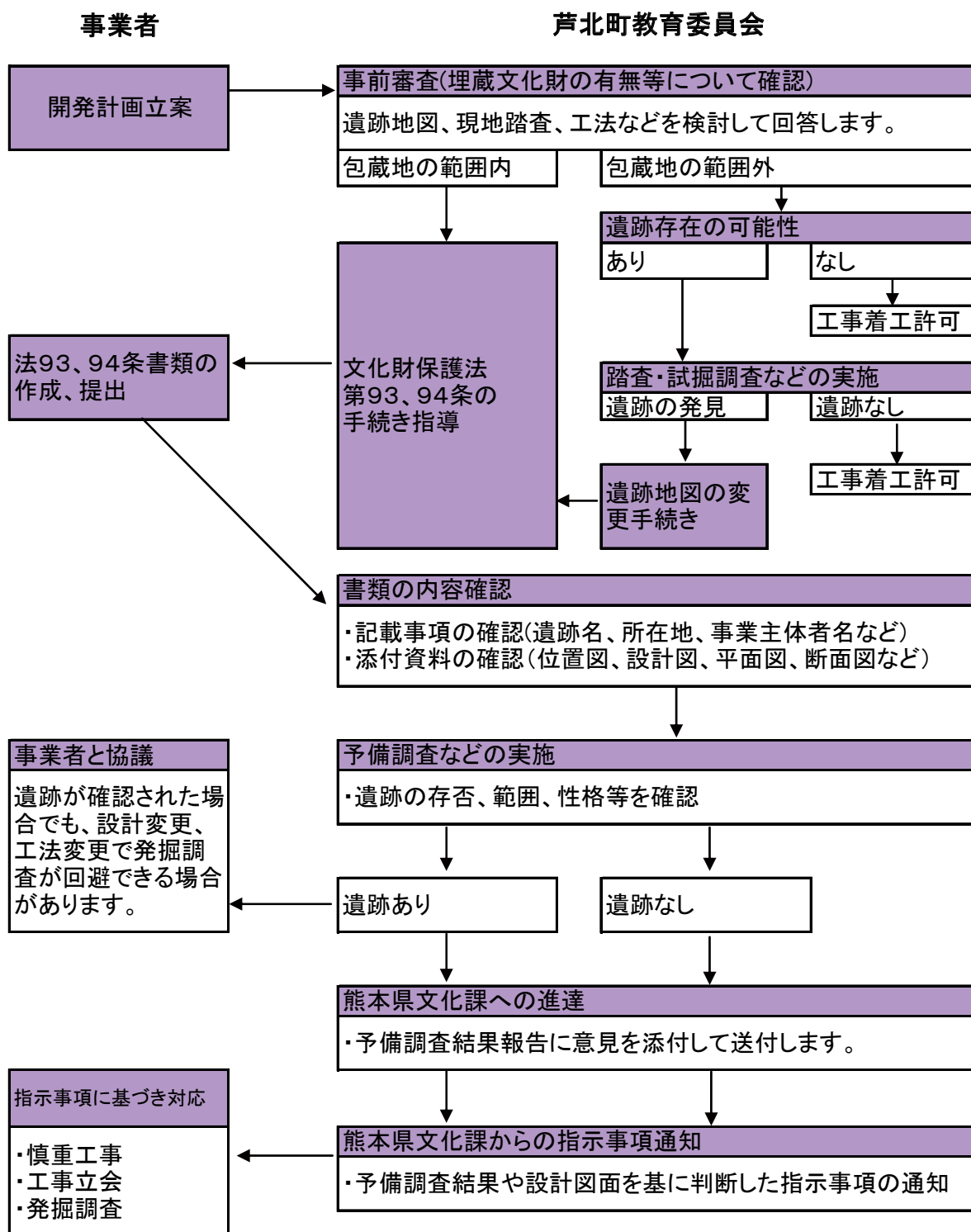
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執った場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執った場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

手続きのフローチャート（埋蔵文化財：文化財保護法第 93、94 条）



資料 3. 保存管理計画の策定

(1) 計画策定の経過

保存管理計画策定に至るまでの保存活用検討委員会の開催経過と主な検討内容は、下記のとおりである。

◆第1回会議／平成22年2月26日

【内容】趣旨及び史跡概要の説明、保存管理計画策定工程の検討

◆第2回会議／平成22年12月10日

【内容】計画策定体制、保存管理計画策定工程、保存管理計画書内容（目次、章立て）の検討、佐敷城跡現地視察

◆第3回会議／平成23年3月9日

【内容】保存管理計画書内容（目次、章立て）の検討、土地公有化の経過説明、オブザーバー選任の検討、佐敷城跡現地視察（実照寺跡）

◆第4回会議／平成23年6月13日

【内容】保存管理計画書内容（第1章、第2章）の検討、佐敷城跡内花岡配水池移設計画説明、佐敷城跡現地視察（花岡配水池）

◆第5回会議／平成23年12月22日

【内容】保存管理計画書内容（第3章、第4章）の検討

◆第6回会議／平成24年3月2日

【内容】保存管理計画書内容（第3章、第4章）の検討

◆第7回会議／平成24年6月22日

【内容】保存管理計画書内容（第5章、第6章）の検討

◆第8回会議／平成24年9月4日

【内容】保存管理計画書内容（第7章、第8章、第9章）の検討

◆第9回会議／平成24年12月19日

【内容】保存管理計画書内容全体の校正

◆第10回会議／平成25年2月6日

【内容】保存管理計画書内容全体の校正、語句確認、装丁等の決定



会議風景



現地視察（実照寺跡）

(2) 佐敷城跡保存活用検討委員会設置要綱

佐敷城跡保存活用検討委員会要綱

平成 22 年 1 月 8 日

教育委員会告示第 1 号

改正 平成 23 年 12 月 5 日教委告示第 3 号

(設置)

第 1 条 国史跡佐敷城跡(以下「佐敷城跡」という。)の保存管理、整備活用及び調査について検討するため、佐敷城跡保存活用検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、佐敷城跡の保存管理、整備活用及び学術調査に関し、専門的な見地から必要な調査、研究及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員は 5 人以内とし、学識経験者、地元有識者、その他芦北町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、佐敷城跡保存活用基本計画が完了するまでの期間とする。

(役員)

第 5 条 検討委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

(役員の職務)

第 6 条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、臨時専門調査員、地域代表委員等委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 8 条 検討委員会の事務局を教育委員会生涯学習課内に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 15 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 5 日教委告示第 3 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

資料4 (1) 佐敷城跡植生調査票

植 生 調 査 票

No. 1	調査地	熊本 県 芦北 郡 芦北 町 佐敷城跡	図幅 1:5万	上右 下左			
(地形)	山腹平衡斜面		(風当) 強・ 中 ・弱	(海拔)	m		
(土壌)	ボト性・褐森・赤・黄・黄褐森・アンド・クライ		(日当) 陽・ 中陰 ・陰	(方位)	E		
擬グライ・沼沢・沖積・高湿草・非固岩屑・水面下			(土湿) 乾・適・湿・過湿	(傾斜)	26 °		
(階層)	(優占種)	(高さm)	(植被率%)	(胸径cm)	(種数)	(面積)	10 × 10 m ²
I 高木層	ヒノキ	10 ～ 15	90	4	(備考)	(出現種数)	種
II 亜高木層	イヌビワ	5 ～ 8	20	4			
III 低木層	イヌビワ	2 ～ 4	90	15			
		～					
IV 草本層	フウトウカズラ	～ 1	90	27			
		～					
V コケ層		～					

(群落名) 2012 年 5 月 20 日 調査者 : 長野、佐藤

	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.
1	I	3・2	ヒノキ	1・2	イシカグマ				
2		3・2	スギ	1・2	イワガネ				
3		1・+	ツタ	1・1	ミズヒキ				
4		1・+	テイカカズラ	1・1	ドクダミ				
5				1・1	ネザサ				
6	II	1・+	テイカカズラ	+・1	アラカシ				
7		2・1	イヌビワ	+・1	シロダモ				
8		+	フウトウカズラ	+・1	ジャノヒゲ				
9		1・1	ヤブツバキ	+	ムサシアブミ				
10				+	ネズミモチ				
11	III	3・2	イヌビワ	+	ヤブニッケイ				
12		2・2	ヤブツバキ	+	サルトリイバラ				
13		2・1	メダケ	+	コナラ				
14		1・1	ホソバインビワ	+	ツタ				
15		1・1	ヒサカキ	+	ナツフジ				
16		1・1	ムクノキ	+	ツワブキ				
17		1・1	ヤブニッケイ	+	ベニシダ				
18		1・1	シロダモ	+	ムクノキ				
19		+	フウトウカズラ	+	ナワシログミ				
20		+	ナンテン	+	クサギ				
21		+	テイカカズラ	+	アキノタムラソウ				
22		+	アケビ	+	ナンテン				
23		+	ナツフジ	+	チヂミザサ				
24		+	クスノキ						
25		+	ビワ						
26									
27	IV	2・3	フウトウカズラ						
28		1・2	ホンダ						
29		1・2	イヌビワ						
30		1・2	ツルコウジ						

植 生 調 査 票

No. 2	調査地	熊本 県 芦北 郡 芦北 町 佐敷城跡	図幅 1:5万	上右 下左			
(地形)	山腹平衡斜面		(風当) 強・ 中 ・弱	(海拔)	m		
(土壌)	ポト性・褐森・赤・黄・黄褐森・アンド・クライ		(日当) 陽・ 中陰 ・陰	(方位)	E		
擬グライ・沼沢・沖積・高湿草・非固岩屑・水面下			(土湿) 乾・適・湿・過湿	(傾斜)	31 °		
(階層)	(優占種)	(高さm)	(植被率%)	(胸径cm)	(種数)	(面積)	10 × 10 m ²
I 高木層	ソメイヨシノ	10 ～ 13	70	2	(備 考)	(出現種数)	種
II 亜高木層	ヤマハゼ	6 ～ 9	80	10			
III 低木層	メダケ	2 ～ 4	60	16			
		～					
IV 草本層	チヂミザサ	～ 1	60	34			
		～					
V コケ層		～					

ソメイヨシノ植栽、放棄地

(群落名) 2012 年 5 月 20 日 調査者 : 長野、佐藤

S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.
1	I 3・2	ソメイヨシノ	IV 2・3	チヂミザサ			+	ノブドウ
2		2・1 クヌギ		1・1 スイカズラ			+	ガガイモ
3				1・1 テリハノイバラ			+	ツルウメモドキ
4	II 1・2	ヤマハゼ		1・1 ムベ			+	ヤマハゼ
5		1・1 クマノミズキ		+・1 ホラシノブ				
6		1・+ ヤマグルワ		+・1 タツナミソウ				
7		1・+ ノイバラ		+・1 ベニシダ				
8		1・+ イヌビワ		+・1 ナツフジ				
9		+	ナツフジ		+・1 シロダモ			
10		+	ミツバアケビ		+・1 コナスビ			
11		+	アラカシ		+・1 コオニタビラコ			
12		+	アカメガシワ		+・1 セイタカアワダチソウ			
13		+	クヌギ		+・1 ナワシロイチョ			
14					+・1 ヘクソカズラ			
15	III 2・2	メダケ		+・1 サネカズラ				
16		1・2 ヒサカキ		+	ハウロクイチゴ			
17		1・2 ノイバラ		+	ツタ			
18		1・2 イヌビワ		+	ハクサンボク			
19		1・1 ヤマフジ		+	ワラビ			
20		+	サネカズラ		+	コマユミ		
21		+	クヌギ		+	ジャノヒゲ		
22		+	クズ		+	クマワラビ		
23		+	シロダモ		+	オオバノイノモトソウ		
24		+	ヤマハゼ		+	ママコノシリヌグイ		
25		+	アラカシ		+	アマクサシダ		
26		+	ムベ		+	アカメガシワ		
27		+	カゴノキ		+	ヌスビトハギ		
28		+	ミツバアケビ		+	ヒメウズ		
29		+	ホソバインビワ		+	ヒヨドリバナ		
30		+	クスノキ		+	キンミズヒキ		

植 生 調 査 票

No. 3	調査地 熊本 県 芦北 郡 芦北 町 佐敷城跡	図幅 1:5万	上右 下左
(地形)	山腹平衡斜面	(風当) 強・中・弱	(海拔) m
(土壌)	ポト性・褐森・赤・黄・黄褐森・アンド・クライ	(日当) 陽・中陰・陰	(方位) SE
擬グライ・沼沢・沖積・高湿草・非固岩屑・水面下	(土湿) 乾・適・湿・過湿	(傾斜) 42 °	(面積) 10 × 10 m ²
(階層)	(優占種)	(高さm)	(植被率%) (胸径cm) (種数)
I 高木層	アラカシ	12 ~ 15	100 5
II 亜高木層	アラカシ	6 ~ 10	60 4 (備考)
III 低木層	ヤブツバキ	2 ~ 5	50 12
		~	
IV 草本層	ヤブニッケイ	~ 1	30 17
		~	
V コケ層		~	
(群落名)		2012 年 5 月 20 日 調査者 : 長野、佐藤	

アラカシ林

	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.
1	I	4・3	アラカシ		+	スダジイ			
2		2・1	スダジイ		+	ヤブラン			
3		1・1	クスノキ		+	マメツタ			
4		1・1	コナラ		+	ジャノヒゲ			
5		1+	ヤマハゼ		+	トキワカモメヅル			
6					+	ツルコウジ			
7	II	3・2	アラカシ		+	イヌマキ			
8		2・1	ヤマハゼ		+	サネカズラ			
9		1・+	スダジイ		+	ハマセンダン			
10		+	テイカカズラ		+	ベニシダ			
11					+	サルトリイバラ			
12	III	3・2	ヤブツバキ						
13		1・2	アラカシ						
14		1・2	シリブカガシ						
15		+・1	カナメモチ						
16		+・1	ナワシログミ						
17		+	ネズミモチ						
18		+	クチナシ						
19		+	イヌビワ						
20		+	モッコク						
21		+	ハマクサギ						
22		+	クズ						
23		+	ヤブニッケイ						
24									
25	IV	2・3	ヤブツバキ						
26		1・1	アラカシ						
27		+・1	シリブカガシ						
28		+・1	ヤブコウジ						
29		+	ナツフジ						
30		+	イヌビワ						

植 生 調 査 票

No. 4	調査地	熊本 県 芦北 郡 芦北 町 佐敷城跡	図幅 1:5万	上右 下左				
(地形)	山腹平衡斜面		(風当) 強・ 中 ・弱	(海拔)	m			
(土壌)	ポト性・褐森・赤・黄・黄褐森・アンド・クライ		(日当) 陽・中陰・陰	(方位)	SE			
擬グライ・沼沢・沖積・高湿草・非固岩屑・水面下			(土湿) 乾・適・湿・過湿	(傾斜)	38 °			
(階層)	(優占種)	(高さm)	(植被率%)	(胸径cm)	(種数)	(面積)	10 × 10	m ²
I 高木層	イロハモミジ	10 ～ 15	100		1	(出現種数)		種
II 亜高木層	イロハモミジ	6 ～ 9	10		3	(備 考)		
III 低木層	メダケ	2 ～ 4	30		12			
		～						イロハモミジ植栽地
IV 草本層	フウトウカズラ	～ 1	80		23			
		～						
V コケ層		～						

イロハモミジ植栽地

(群落名) 2012 年 5 月 20 日 調査者 : 長野、佐藤

	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.
1	I	5・4	イロハモミジ		+	チャノキ			
2					+	フモトシダ			
3	II	1・1	イロハモミジ		+	イノデ			
4		1・1	シュロ		+	ナツフジ			
5		+	マメヅタ		+	ミズヒキ			
6					+	イロハモミジ			
7	III	2・2	メダケ		+	ヤマノイモ			
8		1・2	イヌビワ		+	チヂミザサ			
9		1・+	ナンテン		+	オオカナワラビ			
10		+	ナツフジ		+	ヤブラン			
11		+	ヤブツバキ		+	イヌマキ			
12		+	シロダモ		+	ノイバラ			
13		+	ネズミモチ						
14		+	テイカカズラ						
15		+	フウトウカズラ						
16		+	イワガネ						
17		+	ヤブニッケイ						
18		+	クスノキ						
19									
20	IV	2・3	フウトウカズラ						
21		2・3	ツルコウジ						
22		1・2	イシカグマ						
23		1・1	イワガネ						
24		+・1	ウバユリ		+・1				
25		+・1	クリハラン						
26		+・1	ホシダ						
27		+・1	フユイチゴ						
28		+・1	ヤブジラミ						
29		+	ツワブキ						
30		+	クストイゲ						

植 生 調 査 票

No. 5	調査地	熊本 県 芦北 郡 芦北 町 佐敷城跡	図幅 1:5万	上右 下左
(地形)	山腹平衡斜面	(風当) 強・中・弱	(海拔)	m
(土壌)	ポト性・褐森・赤・黄・黄褐森・アンド・クライ	(日当) 陽・中陰・陰	(方位)	
擬グライ・沼沢・沖積・高湿草・非固岩屑・水面下	(土湿) 乾・適・湿・過湿	(傾斜)	°	
(階層)	(優占種)	(高さm)	(植被率%)	(胸径cm)
I 高木層	～			
II 亜高木層	～			(備考)
III 低木層	～			
	～			
IV 草本層	シバ	～ 0.3	90	
	～			
V コケ層	～			

(群落名) 2012 年 5 月 20 日 調査者 : 長野、佐藤

	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.
1	IV	4・5	シバ						
2		+・1	チチコグサ						
3		+・1	ヌカボ						
4		+・1	ニワゼキショウ						
5		+	スズメノエンドウ						
6		+	ヤハズソウ						
7		+	ヒメジョオン						
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

植 生 調 査 票

No. 6	調査地	熊本 県 芦北 郡 芦北 町 佐敷城跡	図幅 1:5万	上右 下左			
(地形)	山腹平衡斜面		(風当) 強・ 中 ・弱	(海拔)	m		
(土壌)	ポト性・褐森・赤・黄・黄褐森・アンド・クライ		(日当) 陽・ 中陰 ・陰	(方位)	N		
擬グライ・沼沢・沖積・高湿草・非固岩屑・水面下			(土湿) 乾・適・湿・過湿	(傾斜)	28 °		
(階層)	(優占種)	(高さm)	(植被率%)	(胸径cm)	(種数)	(面積)	10 × 10 m ²
I 高木層	モウソウチク	8 ~ 12	90		4	(出現種数)	種
II 亜高木層	モウソウチク	6 ~ 8	50		8	(備考)	
III 低木層	メダケ	2 ~ 4	30		10		
		~					
IV 草本層	ヒメヒオウギズイセン	~ 1	20		22		
		~					
V コケ層		~					

イヌマキ植栽あとに

モウソウチクが侵入

(群落名) 2012 年 5 月 20 日 調査者 : 長野、佐藤

	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.	S	D・S	SPP.
1	I	4・4	モウソウチク		+	チャノキ			
2		3・2	イヌマキ		+	クサギ			
3		+	マメヅタ		+	クズ			
4		+	テイカカズラ		+	ツルコウジ			
5					+	イロハモミジ			
6	II	2・2	モウソウチク		+	フユイチゴ			
7		2・1	イヌビワ		+	サネカズラ			
8		1・1	メダケ		+	イヌマキ			
9		1・+	サネカズラ		+	ホシダ			
10		+	アオツヅラフジ		+	キンミズヒキ			
11		+	テイカカズラ		+	サルトリイバラ			
12		+	フジ		+	ノササゲ			
13		+	マメヅタ		+	ナンテン			
14					+	ツワブキ			
15	III	2・3	メダケ		+	ジャノヒゲ			
16		1・1	イヌビワ		+	シロダモ			
17		1・+	ナンテン						
18		+	ヤブツバキ						
19		+	ナツフジ						
20		+	アオツヅラフジ						
21		+	イズセンリョウ						
22		+	キツタ						
23		+	クサギ						
24		+	イロハモミジ						
25									
26	IV	1・2	ヒメヒオウギズイセン						
27		1・1	イシカグマ						
28		1・1	フジ						
29		1・1	イワガネ						
30		1・1	チヂミザ						

No.	科名	種名	学名	春期	秋期
1	フサシダ科	カニクサ	<i>Lygodium japonicum</i>	●	●
2	ゼンマイ科	ゼンマイ	<i>Osmunda japonica</i>	●	
3	ウラボシ科	コシダ	<i>Dicranopteris linearis</i>	●	●
4	イノモトソウ科	イヌシダ	<i>Dennstaedtia hirsuta</i>	●	
5		フモトシダ	<i>Microlepia marginata</i>	●	●
6		イシカグマ	<i>Microlepia strigosa</i>	●	●
7		クジャクフモトシダ	<i>Microlepia x bipinnata</i>	●	
8		タチシノブ	<i>Onychium japonicum</i>	●	●
9		ワラビ	<i>Pteridium aquilinum</i>	●	
10		オオバノイノモトソウ	<i>Pteris cretica</i>	●	●
11		アマクサシダ	<i>Pteris dispar</i>	●	●
12		イノモトソウ	<i>Pteris multifida</i>	●	●
13		ホラシノブ	<i>Sphenomeris chinensis</i>	●	●
14	オシダ科	カナワラビ	<i>Arachniodes rhomboidea</i>	●	
15		ヘラシダ	<i>Deparia lancea</i>	●	●
16		ヤマイタチシダ	<i>Dryopteris bissetiana</i>	●	●
17		ベニシダ	<i>Dryopteris erythrosora</i>	●	●
18		マルバベニシダ	<i>Dryopteris fuscipes</i>		●
19		クマワラビ	<i>Dryopteris lacera</i>	●	
20		イノデ	<i>Polystichum polyblepharon</i>	●	●
21		ホシダ	<i>Thelypteris acuminata</i>	●	●
22		ヒメワラビ	<i>helypteris torresiana var. calvata</i>	●	●
23		オニヤブソテツ	<i>Cyrtomium falcatum</i>	●	●
24	チャセンシダ科	トラノオシダ	<i>Asplenium incisum</i>	●	●
25	ウラボシ科	マメヅタ	<i>Lemmaphyllum microphyllum</i>	●	●
26		ノキシノブ	<i>Lepisorus thunbergianus</i>	●	●
27		クリハラン	<i>Neocheiropteris ensata</i>	●	
28		ミツデウラボシ	<i>Selliguea hastata</i>		●
29	スギ科	スギ	<i>Cryptomeria japonica</i>	●	●
30	ヒノキ科	ヒノキ	<i>Chamaecyparis obtusa</i>	●	●
31	マキ科	イヌマキ	<i>Podocarpus macrophyllus</i>	●	●
32	ブナ科	クリ	<i>Castanea crenata</i>	●	
33		ツブラジイ	<i>Castanopsis cuspidata</i>	●	●
34		スダジイ	<i>Castanopsis sieboldii</i>	●	●
35		シリブカガシ	<i>Lithocarpus glaber</i>		●
36		クヌギ	<i>Quercus acutissima</i>	●	●
37		アラカシ	<i>Quercus glauca</i>	●	●
38		コナラ	<i>Quercus serrata</i>	●	
39	ニレ科	ムクノキ	<i>Aphananthe aspera</i>	●	
40		エノキ	<i>Celtis sinensis</i>	●	●
41		ケヤキ	<i>Zelkova serrata</i>	●	●
42	クワ科	ツルコウゾ	<i>Broussonetia kaempferi</i>	●	●
43		コウゾ	<i>Broussonetia kazinoki x B. papyrifera</i>	●	
44		イヌビワ	<i>Ficus erecta</i>	●	●
45		ホソバイヌビワ	<i>Ficus erecta .var. erecta f. sieboldii</i>	●	●
46		イタビカズラ	<i>Ficus nipponica</i>	●	
47		ヒメイタビ	<i>Ficus thunbergii</i>		●
48		ヤマグワ	<i>Morus australis</i>	●	●
49	イラクサ科	カラムシ	<i>Boehmeria nivea var. concolor f. nippononivea</i>	●	●
50		イワガネ	<i>Oreocnide frutescens</i>	●	●
51	ボロボロノキ科	ボロボロノキ	<i>Schoepfia jasminodora</i>		●
52	タデ科	イタドリ	<i>Fallopia japonica var. japonica</i>	●	
53		ツルソバ	<i>Persicaria chinensis</i>	●	●
54		ミズヒキ	<i>Persicaria filiformis</i>	●	●
55		イヌタデ	<i>Persicaria longiseta</i>		●

No.	科名	種名	学名	春期	秋期
56		ママコノシリヌグイ	<i>Persicaria senticosa</i>	●	
57		スイバ	<i>Rumex acetosa</i>	●	●
58		ギシギシ	<i>Rumex japonicus</i>	●	
59	ナデシコ科	オランダミミナグサ	<i>Cerastium glomeratum</i>	●	
60		コハコベ	<i>Stellaria media</i>	●	
61		ミドリハコベ	<i>Stellaria neglecta</i>	●	
62	キンポウゲ科	センニンソウ	<i>Clematis terniflora</i>	●	●
63		キンポウゲ	<i>Ranunculus japonicus f. pleniflorus</i>	●	
64		ボタンヅル	<i>Clematis apiifolia</i>	●	●
65		ハンショウヅル	<i>Clematis japonica</i>		●
66		ヒメウズ	<i>Semiaquilegia adoxoides</i>	●	●
67	ヤマゴボウ科	ザクロソウ	<i>Mollugo stricta</i>	●	
68	マツブサ科	サネカズラ	<i>Kadsura japonica</i>	●	
69	クスノキ科	クスノキ	<i>Cinnamomum camphora</i>	●	●
70		ヤブニッケイ	<i>Cinnamomum tenuifolium</i>	●	●
71		タブノキ	<i>Machilus thunbergii</i>	●	●
72		シロダモ	<i>Neolitsea sericea</i>	●	●
73	メギ科	ナンテン	<i>Nandina domestica</i>	●	
74	アケビ科	アケビ	<i>Akebia quinata</i>	●	●
75		ミツバアケビ	<i>Akebia trifoliata</i>	●	●
76		ムベ	<i>Stauntonia hexaphylla</i>		●
77	ツツラフジ科	アオツツラフジ	<i>Cocculus trilobus</i>	●	●
78	ドクダミ科	ドクダミ	<i>Houttuynia cordata</i>	●	
79	アブラナ科	ショカツサイ	<i>Orychophragmus violaceus</i>	●	
80	マンサク科	イスノキ	<i>Distylium racemosum</i>		
81	ベンケイソウ科	コモチマンネングサ	<i>Sedum bulbiferum</i>	●	
82	トベラ科	トベラ	<i>Pittosporum tobira</i>	●	
83	コショウ科	フウトウカズラ	<i>Piper kadsura</i>	●	●
84	ウマノスズクサ科	オオバウマノスズクサ	<i>Isotrema kaempferi</i>	●	●
85	ツバキ科	ヤブツバキ	<i>Camellia japonica</i>	●	●
86		チャノキ	<i>Camellia sinensis</i>	●	
87		サカキ	<i>Cleyera japonica</i>	●	●
88		ハマヒサカキ	<i>Eurya emarginata</i>	●	
89		ヒサカキ	<i>Eurya japonica var. japonica</i>	●	●
90		モッコク	<i>Ternstroemia gymnanthera</i>	●	●
91	ユキノシタ科	マルバウツギ	<i>Deutzia scabra</i>	●	●
92		ユキノシタ	<i>Saxifraga stolonifera</i>	●	
93	バラ科	キンミズヒキ	<i>Agrimonia pilosa var. viscidula</i>	●	●
94		ソメイヨシノ	<i>Cerasus x yedoensis</i>	●	●
95		ビワ	<i>Eriobotrya japonica</i>	●	
96		カナメモチ	<i>Photinia glabra</i>	●	●
97		ヘビイチゴ	<i>Potentilla hebiichigo</i>	●	
98		オヘビイチゴ	<i>Potentilla anemonifolia</i>	●	●
99		テリハノイバラ	<i>Rosa luciae</i>	●	
100		ノイバラ	<i>Rosa multiflora</i>	●	●
101		フユイチゴ	<i>Rubus buergeri</i>	●	●
102		クサイチゴ	<i>Rubus hirsutus</i>	●	●
103		ナワシロイチゴ	<i>Rubus parvifolius</i>	●	●
104		ハウロクイチゴ	<i>Rubus sieboldii</i>	●	●
105	マメ科	ネムノキ	<i>Albizia julibrissin</i>	●	●
106		ヤブマメ	<i>Amphicarpaea bracteata subsp. edgeworthii</i>	●	
107		ヌスビトハギ	<i>Desmodium podocarpum subsp. oxyphyllum var. japonicum</i>		●
108		ノササゲ	<i>Dumasia truncata</i>	●	●
109		コマツナギ	<i>Indigofera pseudotinctoria</i>	●	
110		ヤハズソウ	<i>Kummerowia striata</i>	●	●
111		ネコハギ	<i>Lespedeza pilosa</i>	●	

No.	科名	種名	学名	春期	秋期
112		コメツブウマゴヤシ	<i>Medicago lupulina</i>	●	
113		クズ	<i>Pueraria lobata</i>	●	●
114		シロツメクサ	<i>Trifolium repens</i>	●	●
115		スズメノエンドウ	<i>Vicia hirsuta</i>	●	
116		ヤハズエンドウ	<i>Vicia sativa subsp. nigra</i>	●	●
117		カスマグサ	<i>Vicia tetrasperma</i>	●	
118		フジ	<i>Wisteria floribunda</i>	●	●
119		ナツフジ	<i>Wisteria japonica</i>	●	
120	カタバミ科	カタバミ	<i>Oxalis corniculata</i>	●	●
121		ムラサキカタバミ	<i>Oxalis debilis subsp. corymbosa</i>		●
122	トウダイグサ科	アブラギリ	<i>Vernicia cordata</i>	●	
123	ヒメハギ科	ヒメハギ	<i>Polygala japonica</i>	●	●
124	フウロソウ科	アメリカフウロ	<i>Geranium carolinianum</i>	●	●
125		ゲンノショウコ	<i>Geranium thunbergi</i>		●
126	ウリ科	カラスウリ	<i>Trichosanthes cucumeroides</i>	●	●
127	トウダイグサ科	エノキグサ	<i>Acalypha australis</i>	●	●
128		アカメガシワ	<i>Mallotus japonicus</i>	●	●
129		コミカンソウ	<i>Phyllanthus lepidocarpus</i>	●	●
130		ナンキンハゼ	<i>Triadica sebifera</i>		●
131	ミカン科	ハマセンダン	<i>Tetradium glabrifolium var. glaucum</i>	●	
132		イヌザンショウ	<i>Zanthoxylum schinifolium</i>	●	●
133	ウルシ科	ヌルデ	<i>Rhus javanica</i>	●	●
134		ヤマハゼ	<i>Toxicodendron sylvestre</i>	●	●
135	カエデ科	イロハモミジ	<i>Acer palmatum</i>	●	●
136	ツツジ科	アセビ	<i>Pieris japonica</i>	●	●
137	カキノキ科	カキノキ	<i>Diospyros kaki</i>	●	●
138	ヤブコウジ科	マンリョウ	<i>Ardisia crenata</i>		●
139		ヤブコウジ	<i>Ardisia japonica</i>	●	●
140		ツルコウジ	<i>Ardisia pusilla</i>	●	●
141		イズセンリョウ	<i>Maesa japonica</i>	●	●
142	モチノキ科	ナナミノキ	<i>Ilex chinensis</i>	●	●
143		クロガネモチ	<i>Ilex rotunda</i>	●	●
144	サクラソウ科	コナスビ	<i>Lysimachia japonica</i>	●	●
145	ニシキギ科	ツルウメモドキ	<i>Celastrus orbiculatus var. orbiculatus</i>	●	●
146		コマユミ	<i>Euonymus alatus f. striatus</i>	●	
147	ブドウ科	ノブドウ	<i>Ampelopsis glandulosa var. heterophylla</i>	●	●
148		ヤブガラシ	<i>Cayratia japonica</i>	●	●
149		ツタ	<i>Parthenocissus tricuspidata</i>	●	●
150		エビヅル	<i>Vitis ficifolia</i>		●
151		サンカクヅル	<i>Vitis flexuosa</i>		●
152	グミ科	ナワシログミ	<i>Elaeagnus pungens</i>	●	●
153	スミレ科	タチツボスミレ	<i>Viola grypoceras var. grypoceras</i>	●	●
154		コスミレ	<i>Viola japonica</i>		●
155	イイギリ科	イイギリ	<i>Idesia polycarpa</i>	●	
156		クスドイゲ	<i>Xylosma congesta</i>	●	●
157	ミズキ科	クマノミズキ	<i>Cornus macrophylla</i>	●	●
158		アオキ	<i>Aucuba japonica var. japonica</i>		●
159	ユリ科	ノビル	<i>Allium macrostemon</i>	●	●
160		ツルボ	<i>Barnardia japonica</i>		●
161		ウバユリ	<i>Cardiocrinum cordatum</i>	●	
162		ヤブカンゾウ	<i>Hemerocallis fulva var. kwanso l</i>	●	●
163		ヤブラン	<i>Liriope muscari</i>	●	●
164		ジャノヒゲ	<i>Ophiopogon japonicus</i>		●
165		サルトリイバラ	<i>Smilax china</i>	●	●
166	ウコギ科	ヤツデ	<i>Fatsia japonica</i>	●	●
167		キヅタ	<i>Hedera rhombea</i>	●	●

No.	科 名	種 名	学 名	春期	秋期
168	セリ科	ツボクサ	<i>Centella asiatica</i>	●	
169		ヤブジラミ	<i>Torilis japonica</i>	●	●
170		ミツバ	<i>Cryptotaenia canadensis subsp. Japonica</i>		●
171		マツバゼリ	<i>Cyclospermum leptophyllum</i>	●	
172		ヤブニンジン	<i>Osmorhiza aristata</i>		●
173	リンドウ科	フデリンドウ	<i>Gentiana zollingeri</i>	●	
174	ヒガンバナ科	ヒガンバナ	<i>Lycoris radiata</i>		●
175	キョウチクトウ科	テイカカズラ	<i>Trachelospermum asiaticum</i>	●	●
176	ガガイモ科	ガガイモ	<i>Metaplexis japonica</i>	●	●
177		トキワカモメヅル	<i>Tylophora japonica</i>	●	●
178	ヤマノイモ科	ヤマノイモ	<i>Dioscorea japonica</i>	●	●
179		カエデドコロ	<i>Dioscorea quinquelobata</i>		●
180	ナス科	ヒヨドリジョウゴ	<i>Solanum lyratum</i>	●	●
181		イヌホオズキ	<i>Solanum nigrum</i>		●
182	アヤメ科	ヒメヒオウギズイセン	<i>Crocasmia x crocosmiiflora</i>	●	
183		ニワゼキショウ	<i>Sisyrinchium rosulatum</i>	●	●
184	イグサ科	スズメノヤリ	<i>Luzula capitata</i>	●	
185	ムラサキ科	ハナイバナ	<i>Bothriospermum zeylanicum</i>	●	
186	クマツヅラ科	クサギ	<i>Clerodendrum trichotomum</i>	●	●
187		ハマクサギ	<i>Premna microphylla</i>	●	●
188		アレチハナガサ	<i>Verbena brasiliensis</i>	●	
189	ツユクサ科	ツユクサ	<i>Commelina communis</i>	●	●
190		ノハカタカラクサ	<i>Tradescantia flumiensis</i>	●	
191	シソ科	キランソウ	<i>Ajuga decumbens</i>	●	●
192		アキノタムラソウ	<i>Salvia japonica</i>	●	●
193		カキドオシ	<i>Glechoma hederacea subsp. grandis</i>	●	●
194		ホトケノザ	<i>Lamium amplexicaule</i>	●	
195		タツナミソウ	<i>Scutellaria indica</i>	●	●
196	オオバコ科	オオバコ	<i>Plantago asiatica</i>	●	●
197	モクセイ科	ネズミモチ	<i>Ligustrum japonicum</i>	●	●
198		ウスギモクセイ	<i>Osmanthus fragrans var. aurantiacus</i>	●	
199	イネ科	ヌカボ	<i>Agrostis clavata subsp. matsumurae</i>	●	●
200		ヒメコバンソウ	<i>Briza mino</i>	●	
201		メヒシバ	<i>Digitaria ciliaris</i>	●	●
202		アブラススキ	<i>Eccoilopus cotulifer</i>		●
203		オヒシバ	<i>Eleusine indica</i>		●
204		アオカモジグサ	<i>Elymus racemifer</i>	●	
205		チガヤ	<i>Imperata cylindrica</i>	●	●
206		ササクサ	<i>Lophatherum gracile</i>	●	●
207		ススキ	<i>Miscanthus sinensis</i>	●	●
208		マダケ	<i>Phyllostachys reticulata</i>	●	
209		ネザサ	<i>Pleioblastus argenteostriatus f. glaber</i>	●	●
210		メダケ	<i>Pleioblastus simonii</i>	●	
211		ミゾイチゴツナギ	<i>Poa acroleuca</i>	●	
212		スズメノカタビラ	<i>Poa annua</i>	●	
213		キンエノコロ	<i>Setaria pumila</i>		●
214		エノコログサ	<i>Setaria viridis</i>		●
215		シバ	<i>Zoysia japonica</i>	●	●
216		チヂミザサ	<i>Oplismenus undulatifolius</i>	●	●
217	ゴマノハグサ科	トラノオスズカケ	<i>Veronicastrum axillare</i>	●	
218		トキワハゼ	<i>Mazus pumilus</i>	●	●
219		マツバウンラン	<i>Nuttallanthus canadensis</i>	●	
220		タチイヌノフグリ	<i>Veronica arvensis</i>	●	
221		フラサバソウ	<i>Veronica hederifolia</i>	●	
222		オオイヌノフグリ	<i>Veronica persica</i>	●	
223	ヤシ科	シュロ	<i>Trachycarpus fortunei</i>	●	●

No.	科名	種名	学名	春期	秋期
224	サトイモ科	ムサシアブミ	<i>Arisaema ringens</i>	●	●
225	キツネノマゴ科	キツネノマゴ	<i>Justicia procumbens</i> var. <i>procumbens</i>	●	●
226	カヤツリグサ科	クサスゲ	<i>Carex rugata</i>	●	●
227		カヤツリグサ	<i>Cyperus microiria</i>	●	●
228	キキョウ科	キキョウソウ	<i>Triodanis perfoliata</i>	●	
229	ラン科	エビネ	<i>Calanthe discolor</i>		
230	アカネ科	ヨツバムグラ	<i>Galium trachyspermum</i>	●	●
231		ヒメヨツバムグラ	<i>Galium gracilens</i>	●	●
232		ヤエムグラ	<i>Galium spurium</i> var. <i>echinospermon</i>	●	
233		クチナシ	<i>Gardenia jasminoides</i>	●	●
234		ヘクソカズラ	<i>Paederia scandens</i>	●	●
235	スイカズラ科	キダチニンドウ	<i>Lonicera hypoglauca</i>	●	
236		スイカズラ	<i>Lonicera japonica</i>	●	●
237		ニワトコ	<i>Sambucus racemosa</i> subsp. <i>sieboldiana</i>	●	●
238		ハクサンボク	<i>Viburnum japonicum</i>	●	●
239	キク科	ヨモギ	<i>Artemisia indica</i> var. <i>maximowiczii</i>	●	●
240		オオユウガギク	<i>Aster robustus</i>		●
241		ヨメナ	<i>Aster yomena</i>		●
242		アメリカセンダングサ	<i>Bidens frondosa</i>	●	●
243		ノアザミ	<i>Cirsium japonicum</i>	●	●
244		ヒメジョオン	<i>Erigeron annuus</i>	●	●
245		ベニバナボロギク	<i>Crassocephalum crepidioides</i>		●
246		ヤクシソウ	<i>Crepidiastrum denticulatum</i>	●	●
247		フジバカマ	<i>Eupatorium japonicum</i>		●
248		ツワブキ	<i>Farfugium japonicum</i>	●	●
249		ハハコグサ	<i>Gnaphalium affine</i>	●	●
250		チチコグサ	<i>Gnaphalium japonicum</i>		●
251		チチコグサモドキ	<i>Gamochaeta pensylvanica</i>	●	●
252		ニガナ	<i>Ixeridium dentatum</i> subsp. <i>dentatum</i>	●	●
253		アキノノゲシ	<i>Lactuca indica</i>		●
254		コオニタビラコ	<i>Lapsanastrum apogonoides</i>	●	
255		セイタカアワダチソウ	<i>Solidago altissima</i>	●	●
256		オニノゲシ	<i>Sonchus asper</i>	●	
257		セイヨウタンポポ	<i>Taraxacum officinale</i>	●	
258		シロバナタンポポ	<i>Taraxacum albidum</i>	●	
259		ヒヨドリバナ	<i>Eupatorium makinoi</i>		●
260		オニタビラコ	<i>Youngia japonica</i>	●	●

史跡佐敷城跡 保存管理計画書

平成 25 年 3 月

編集・発行

芦北町教育委員会
〒869-5305
熊本県葦北郡芦北町田浦町 653 番地
TEL (0966) 87-1111

レイアウト・印刷

株式会社 九州文化財研究所
〒862-0954
熊本県熊本市中央区神水 1 丁目 32 番 19 号
TEL (096) 381-2267
FAX (096) 381-2299

